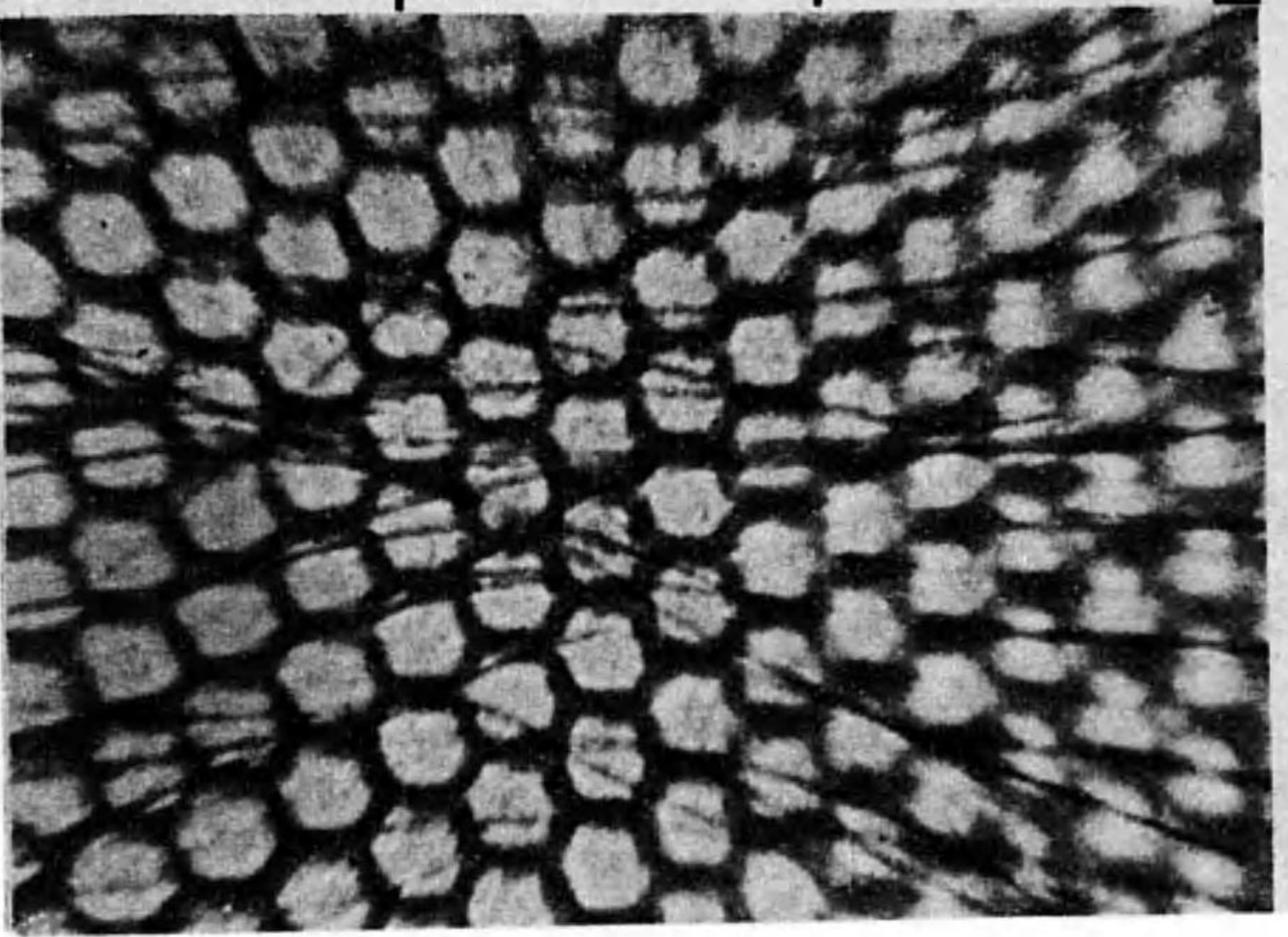




昭和八年三月

文部省教育映畫時報

第十一號



始





279-56

目次 (第十一號)

新作映畫解説

蜜蜂 (養蜂篇)

海の底の話

教育映畫評論

各國に於ける教育映畫保護に関する法規

教育映畫時報

映畫國策樹立に關する建議

文部省に於ける民衆娯樂及び教育映畫に關する施設の概要

文部省製作活動寫真「フィルム」頒布規程

文部省製作活動寫真「フィルム」貸與規程

文部省製作活動寫真「フィルム」目錄

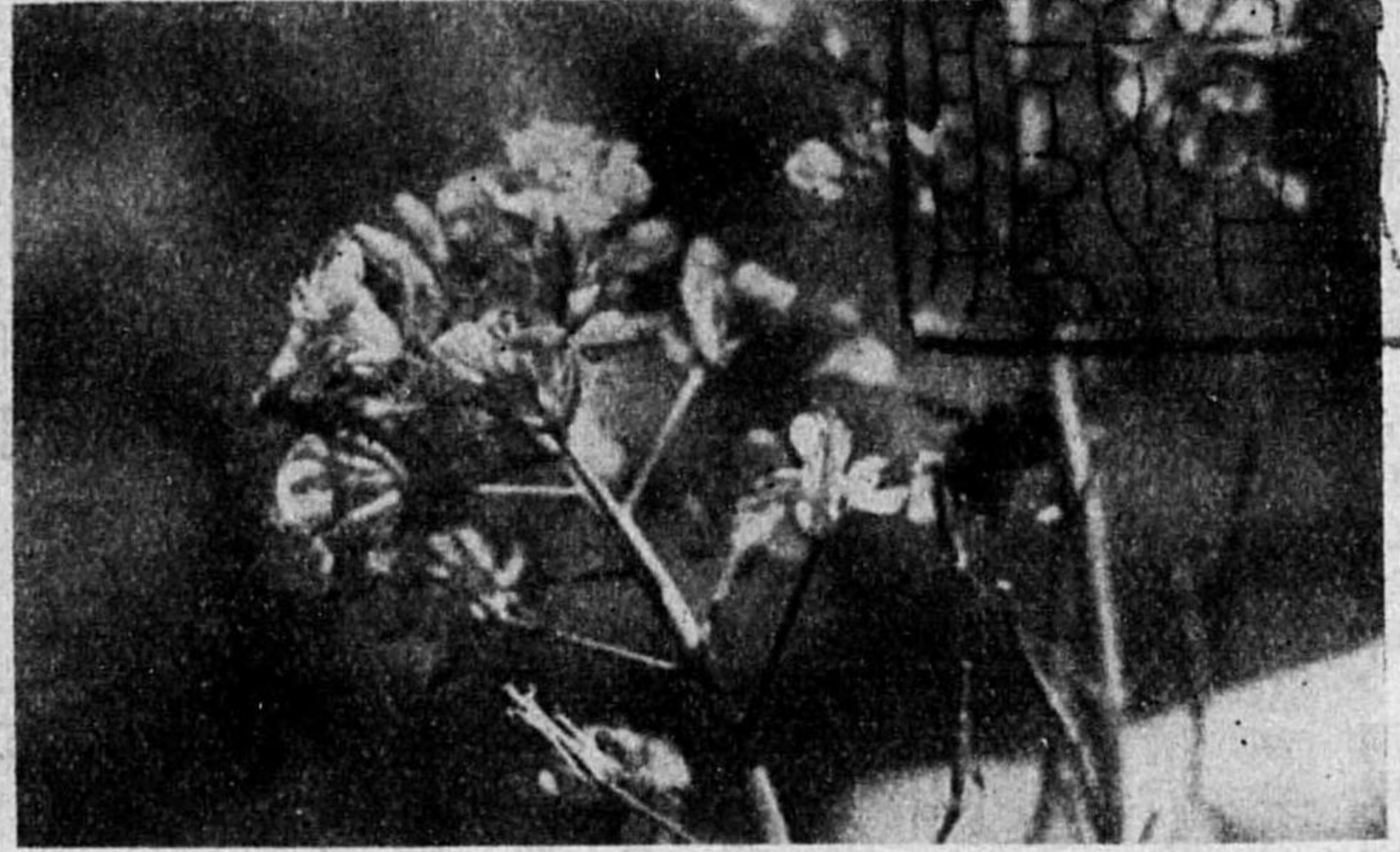
發行所寄贈本



|                            |    |
|----------------------------|----|
| 新作映畫解説                     | 1  |
| 蜜蜂 (養蜂篇)                   | 1  |
| 海の底の話                      | 10 |
| 教育映畫評論                     | 15 |
| 各國に於ける教育映畫保護に関する法規         | 15 |
| 教育映畫時報                     | 30 |
| 映畫國策樹立に關する建議               | 30 |
| 文部省に於ける民衆娯樂及び教育映畫に關する施設の概要 | 33 |
| 文部省製作活動寫真「フィルム」頒布規程        | 37 |
| 文部省製作活動寫真「フィルム」貸與規程        | 40 |
| 文部省製作活動寫真「フィルム」目錄          | 43 |



除固館



滿洲映畫完成

|     |    |   |      |
|-----|----|---|------|
| 滿洲  | 八卷 | 二 | 六〇〇〇 |
| 序篇  | 一卷 | 一 | 二〇〇〇 |
| 資源篇 | 二卷 | ・ | 四〇〇〇 |
| 地方篇 | 五卷 | 二 | 一〇〇〇 |

發行所 啓蒙館

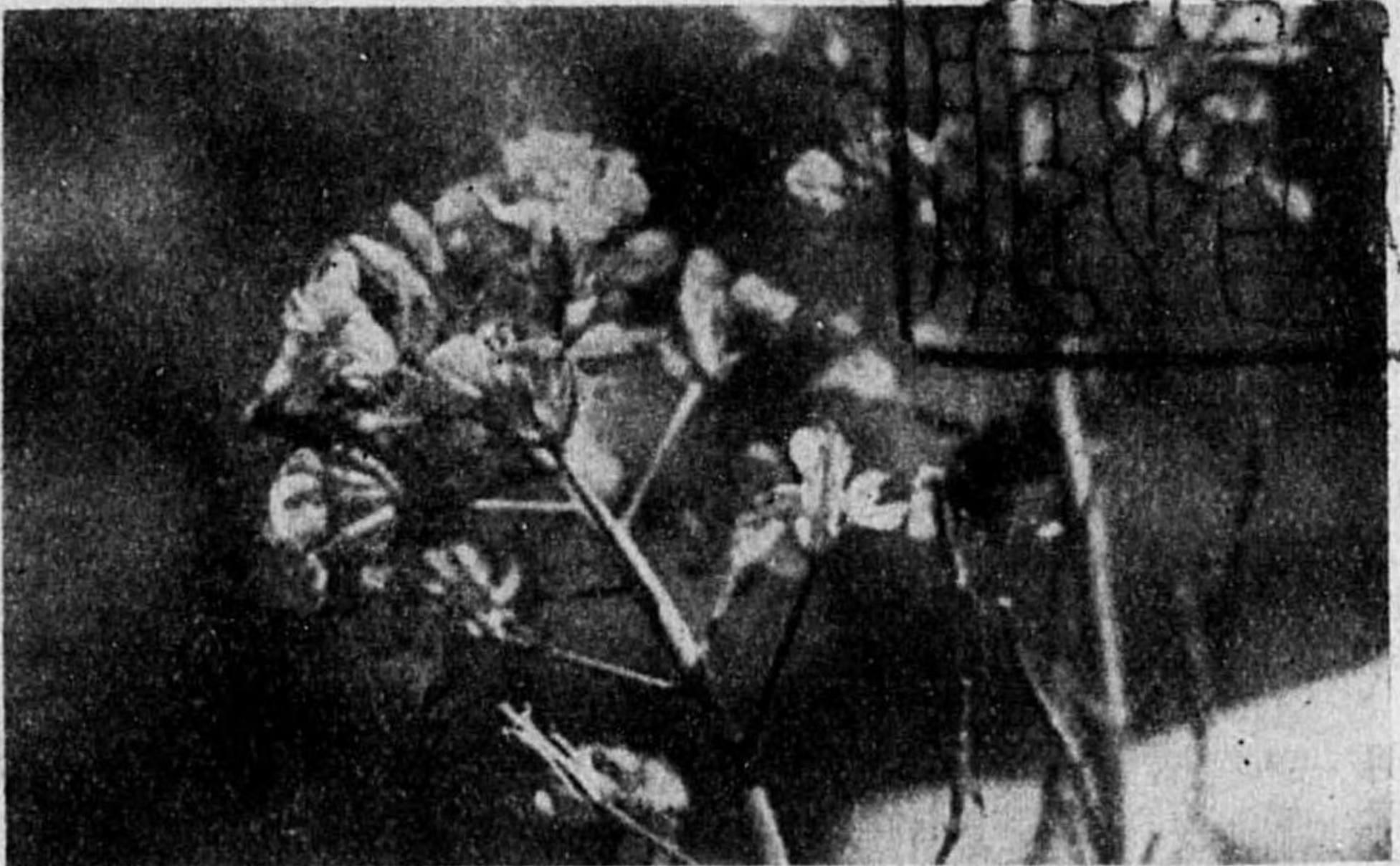
新作映畫解說

蜜蜂 養蜂編 全二卷

本映畫は、農學博士徳田義信氏指導の下に、約一ヶ年に亘つて撮影したもので、蜜蜂の生活状態、飼養の實況、蜂蜜の採取等一般養蜂狀況を示せる科學映畫にして通俗科學教育乃至實業教育上の參考資料である。



新編 國語



新作映畫解説

蜜蜂 養蜂編 全二卷

本映畫は、農學博士徳田義信氏指導の下に、約一ヶ年に亘つて撮影したもので、蜜蜂の生活状態、飼養の實況、蜂蜜の採取等一般養蜂状況を示せる科學映畫にして通俗科學教育乃至實業教育上の參考資料である。

滿洲映畫完成

|     |    |                       |                         |
|-----|----|-----------------------|-------------------------|
| 滿洲  | 八卷 | 二四〇〇 <small>米</small> | 七二〇・〇〇 <small>円</small> |
| 序篇  | 一卷 | 三〇〇                   | 九〇・〇〇                   |
| 資源篇 | 二卷 | 六〇〇                   | 一八〇・〇〇                  |
| 地方篇 | 五卷 | 一五〇〇                  | 四五〇・〇〇                  |

本映畫特價  
(キール三十錢)

發行所 講談社





# 内 容

## 第 一 卷

養蜂は百花亂れ咲く日本に最も相應しい仕事である。

先づ梅櫻の花咲く頃から蜂も活動し始める。

見渡す限り菜種の花咲く頃を通じて十數萬ヘクタール(町)、

これはいふ迄もなく蜜の大いなる源泉であるが、

「けんけ」は日本最大の蜜源にて全国の作付實に三十萬ヘクタール(町)にも達し一ヘクタールに付約十疋(三貫)の空氣窒素を固定しその産する蜜は品質頗る優良である。

而もそれは日本人の最も好む蜜である。

芳蜜を産するホワイトクロバー。

その蜜は外國人が最も好む所である。

農村の道路も堤防も河岸も悉くクロバーの立派な原となる

農村の道路、水田の畦畔、河岸のクロバー。此等の面積は全國で三十萬町歩にも達する見込で



ある。

種子と枝條で容易に増殖されるアカシヤの花も佳香に富んだ蜜を産す。

砂丘地も荒地もアカシヤの良き繁茂地となる。

その林は養蜂に適する場所である。

「しなのき」は北海道の山で蜂を待つてゐる。

此の蜂蜜は最も香り高く外人の好む所である。

「そば」は蒔付後僅か一ヶ月で多量の蜜を分泌し始める。

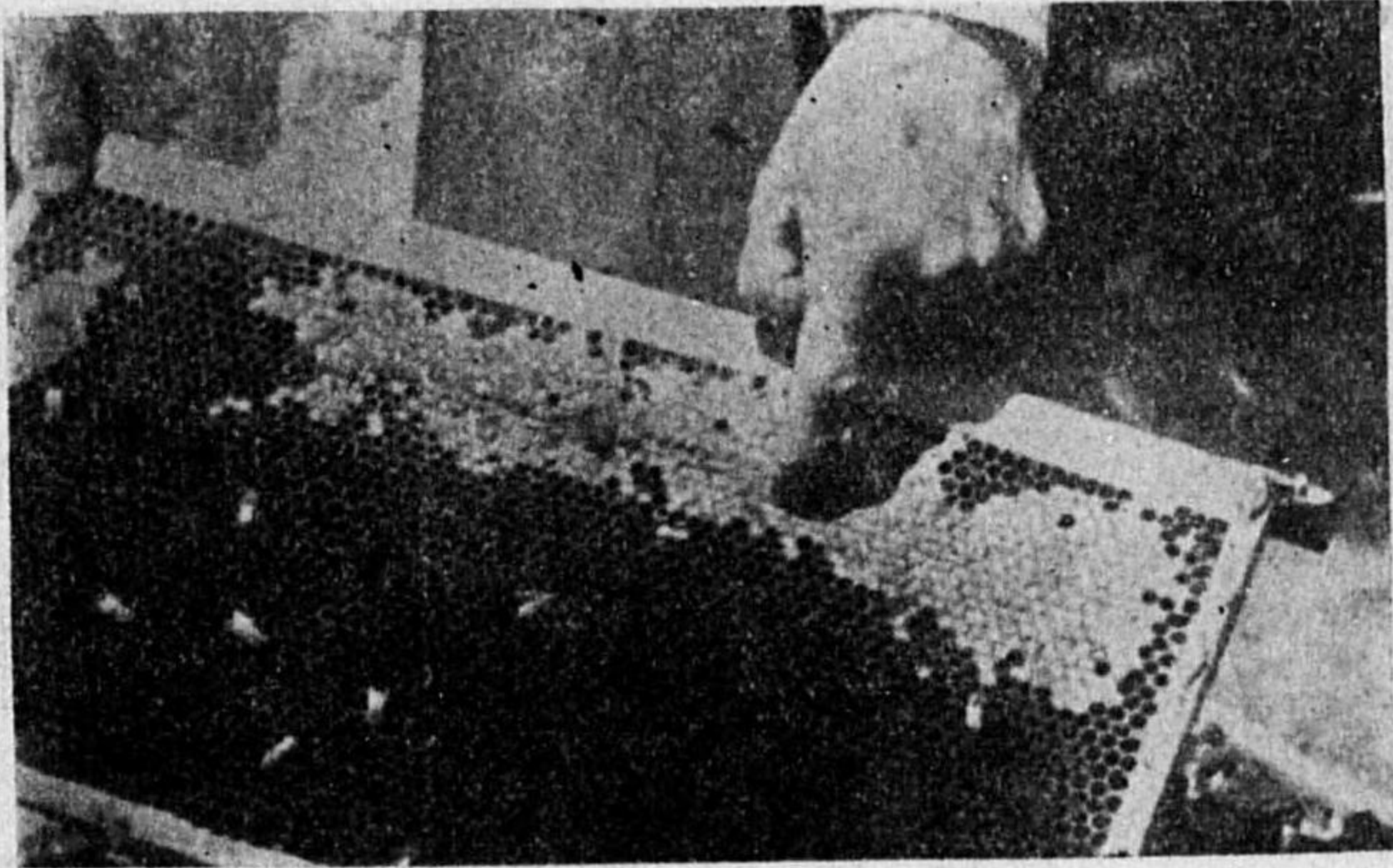
此の蜜は特殊の臭ひありて多くの人は好まないが蜂に與へてよい。

「ほつとじ」の蜜も蜂の越冬用に適する。

此の蜜は人が飲むと酔ふ。之は平原地方には無い蜜である。

我國在來の蜜蜂、たゞ箱に入れて庭前に置くだけでよく自





營自活する。

新式養蜂では洋種を改良巣箱で飼ふ。

巢の枠を取り出して見ると、

中央に居るのが女王蜂

で、尙、

中央に一匹の雄蜂が居る。

女王蜂の頭は正三角形を倒にしたやうである。

これに比べると、

働蜂の顔はやゝ長く舌は蜜を吸ふのに便利に出来てゐる。

女王の剣は曲つてゐて人を螫さない。

働蜂の剣は眞直で人を螫すと尾端諸共に脱離する。

(映畫面)上のが女王の剣で、下のが働蜂の剣である。

雄蜂の複眼は大きい 複眼は六角形の小眼から出来てゐる

(表紙寫眞参照)。



雄蜂の顔は眞圓い。此亀甲目の一つ一つが小眼である。

蜜蜂の巢は六角形の房をなし雄蜂の産れる房は大きく働蜂の産れる房は小さい。

此の(映畫面)二枚はどちらも自然に出来た雄蜂房である。三枚となる時之が働蜂房である。

女王の産れる房を王台と言ひ乳房のやうに下を向いてゐる。働蜂兒のある區域は楕圓形をしてゐる。

まだ蓋の出来て居ない蜂兒圈(映畫面一巢を一枚上げて)

之は蓋の出来た蜂兒圈である。

女王は産卵のみを一生の任として卵巢は特に發達してゐる。

(映畫面)此の圖は女王の卵巢である。

女王を養成して小箱に入れ郵送販賣するもある。

女王の産んだ卵は三日で蛆となる。



それから次第に成長し、

蛆は六日で五百倍の體重になり巢房に蓋を設け臈て蛹となる。

産れたまゝの小さい蛆と六日目の子の大きい蛆との比較。

卵から二十一日で幼蜂となり蓋を破つて出房する。

働蜂の肢には長毛あり籠状を呈してゐる花粉をこの籠に載せて歸つて来る。

(映畫面)右が肢で、左が花粉の塊を着けた肢。

「たんぼ」の花粉。

南瓜の花粉。

養蜂には先づ巢礎框を蜂に與へ巢腓框を造らせる。

針金を張つた框に巢礎を張り暖めた「こて」で針金を埋め蜂群の中に挿入し引上げて見ると大部出來てゐる。

巢礎を専門的に製造する所。

簡易に自家用の巢礎を造る所。

巢箱は雑箱にても容易に製作し飼養することが出来る。

之は雑箱で出來上つた二段繼の巢箱である。

## 第二卷

養蜂の成敗は蜜源と人の管理に係る。

その道に達してゐるものは樂々と數百群の蜂を飼ふ事が出来る。

北海道の「しなのき」の地方にある大養蜂場。

強群では一箱約四十疋(十貫)の蜜を産することもさう難く

は無い。

小群では幾ら働いても大して蜜は採れぬ。

蜜を採取するには先づ煙を吹き入れ蜜框を引上げて巢門前に蜂を振り落す。

蜜蓋を剥ぎ次に分離器に入れて廻轉し蜜を罐に導く。

巢蜜の造り方。小框に巢礎を張る、強群より繼箱を去つて巢蜜用繼箱を載せる。





堆高く積める巢蜜、いづれも巢蜜である。

#### 轉飼法

甲地の花終れば乙地の花を求め蜂を荷造りして輸送する。

罐に入れた大量の蜜は東京大阪方面に輸送される。

蜜蜂の害敵

すむし

被害の最も多い大胡蜂の防禦法。

越冬準備

小群の包装法、二群一緒に覆箱に入れて粗殻を詰め上からフタをする。

北地に於ける越冬法

蜜蜂は果樹の交配には無くてはならぬものである。梨には特に必要である。

蜂の媒介による完全な交配で結んだ梨

交配の完全なものは形大きく豊満である。

交配の不完全なもの

交配の不完全なものは稍小さくして歪んでゐる。

南瓜の早期交配

蜂に蝿させてリュウマチス神経痛等の治療に用ひるものがある。

蜂蜜は營養食として優秀なものである。

世界各國に於ける養蜂群數

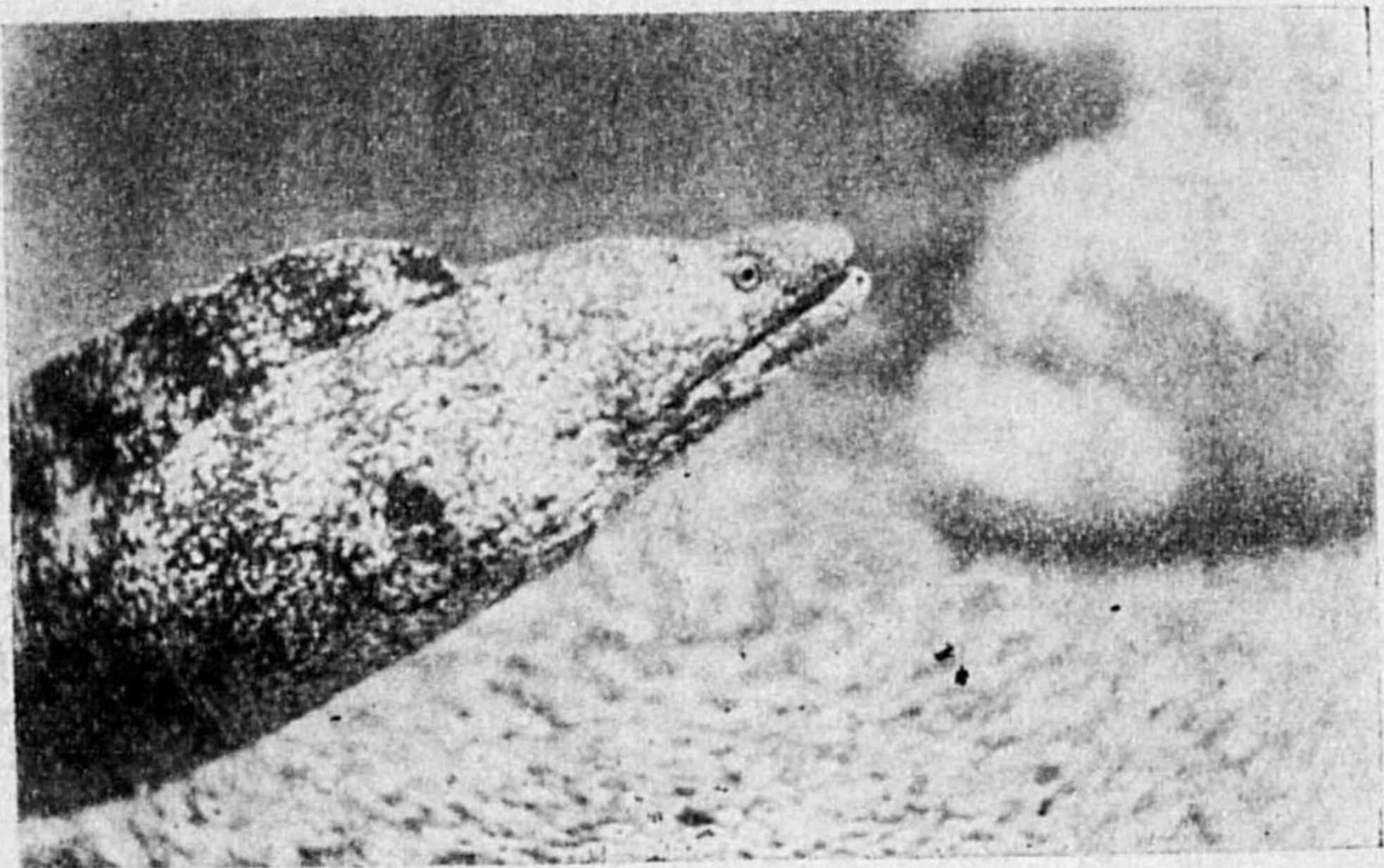
|       |      |
|-------|------|
| 米 國   | 五一〇萬 |
| 露 西 亞 | 四八〇萬 |
| 獨 逸   | 一六〇萬 |
| 瑞 西   | 三〇萬  |
| 日 本   | 一六萬  |



## 海の底の話

全一卷

本映畫は、海底に於ける小魚・鱒・蛸・なまた・蝦等の棲息状況を撮影し、その習性を示し、靜穩の如く見ゆる海底にも絶えず鬭争と驚異とのあるを窺はしむる物語風の映畫である。



## 内容

房州にある臨海實驗所で海の生物について研究してゐる伯父から海の中の魚の生活状態について面白いお話を知らせて来た。

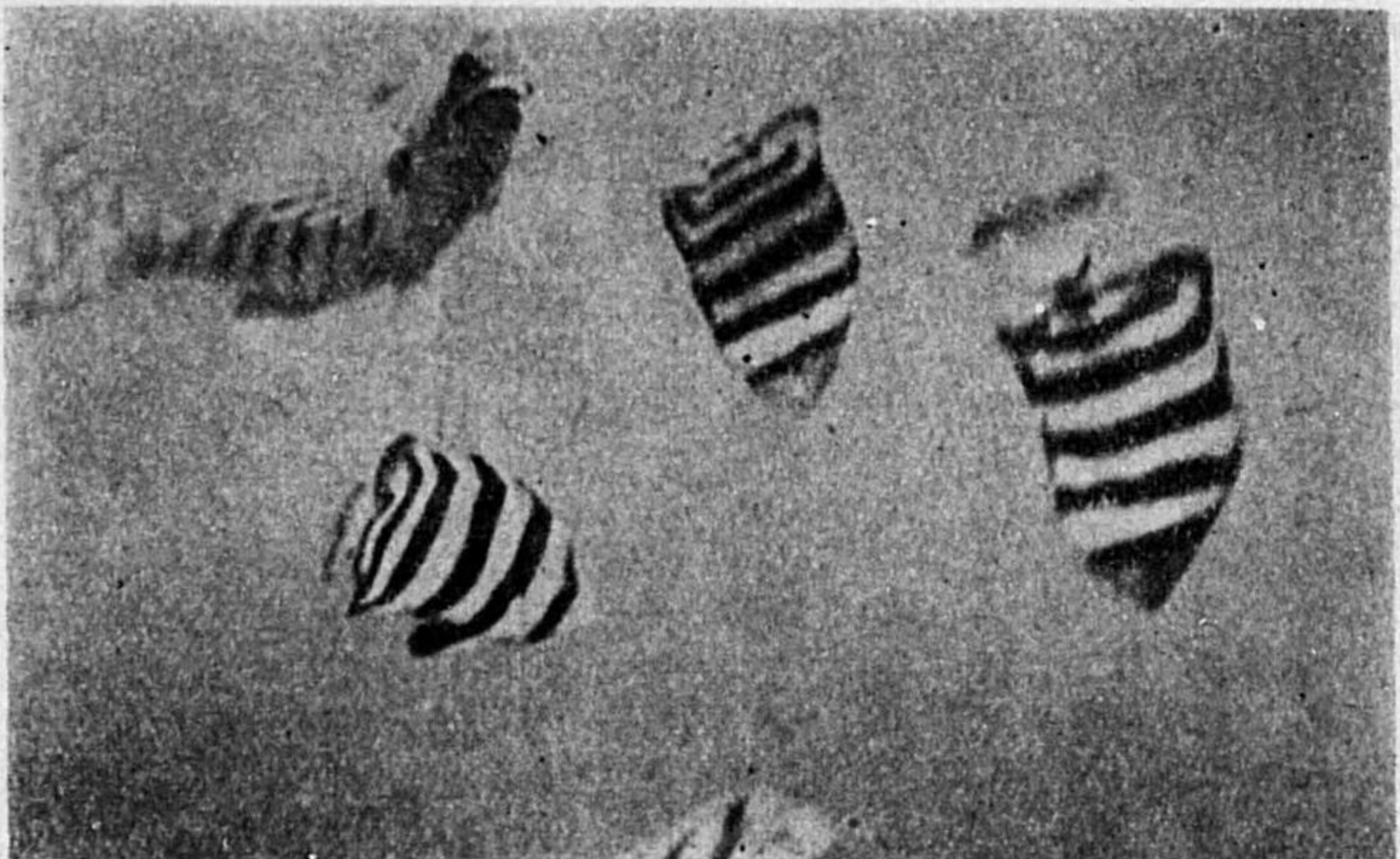
ごきけんやう今日は海の底の話をいたしませう。

靜かな海底の藻の中には、珍しい美麗な模様のある小魚が澤山に仲良く棲んでゐるやうに見えるが、決してさうではない。小さい体ではあるが中々氣の強い魚もある。ビスケット位のいし鯛など、其の中でも中々に氣が荒らくて、自分よりも大きな魚に喧嘩しかけて嫌がらせたり、仲間争ひなど盛んにやつて騒いでゐる。

斯うした小魚共のゐる近くへ、鮫のやうな大きい魚が小魚共を喰ひにやつてくると大變な騒ぎが起り、所かまはずに遁け廻る。海老は曲つた腰に力を入れてピン／＼跳び廻つて衝突したり、長い觸角で突つきあつたり、慌て者のうにの奴が居眠り最中の蟹の頭の上に飛降りてどやされたり、大變な騒ぎである。

陸の上に平和と争ひがあるやうに海の中にも平和と魚同志の争ひがあります。



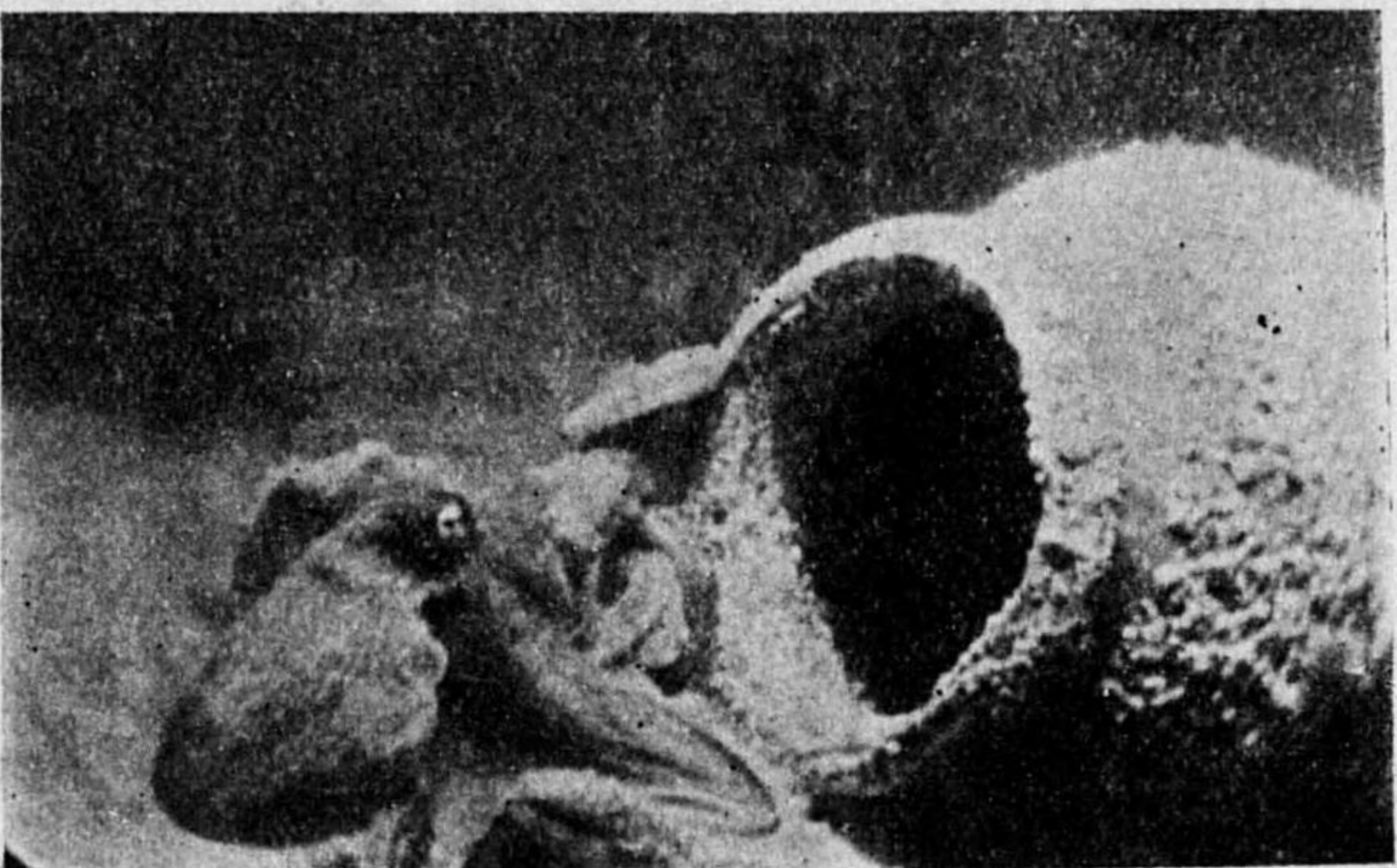


大きな強い魚は弱い小さな魚を獲つて食べるのです。  
 今迄穩かであつた海の底へ大きな魚がやつて來ると小  
 さい魚たちは大騒ぎをして逃げ廻る。ところが、  
 小さな魚たちは逃げる時うかつに岩のある所などへ近づく  
 ことは危険です。

岩の蔭には變相の上手な蛸が本當の岩の様に色まで變  
 つて化けてゐることがある。そしてうかつに小魚達  
 が、岩だと思つて近づくと、知らぬ間にもう逃げる事  
 もどうする事も出来なくなつて了ふのである。

そこには蛸が大きな眼を見張つて待ち伏せてゐるからです。  
 のろまのやうでも蛸は中々上手に八本足を使ひ分けて  
 海老の様に固いものでも、鉋を持つてゐる蟹でも、ど  
 ん／＼捕まへて食べて了ふ。

蛸に捕まへられたら最後、甲冑姿の海老でも蟹でも一



たまりも無く手足を挽ぎ取られてしまふ。  
 鱈腹たべた蛸は眠くなつたか好い氣持ちになつて蛸壺  
 の中に這入つて一眠りしようとする。  
 けれども又「なまだ」といふ怖しい魚が蛸を狙つてゐるの  
 です。

そこで蛸は慌て、蛸壺を逃げ出してゆかなければなら  
 ない。

この「なまだ」といふ魚は蝮のやうに獐猛で、此奴に  
 捕へられたら蛸の八本足など忽ち食ひ切られて了はね  
 ばならないので蛸にとっては人間以上に恐しい存在で  
 ある。

蛸の後から飛付いて食ひつく奴。

横から匍出して蛸に食ひつく奴。

進退きはまつた蛸に面白半分にからかつてゐる奴。



中々「なまだ」も性が悪いらしい。

散々にいじめ抜かれた蛸は有る丈の墨を吐出して遁げ廻つて、やつとの思ひで岩蔭の蛸壺の中に遁げ込んでホツとすると、

蛸壺に遁げ込んだ蛸は人間につかまへられて了ひます。

結局蛸は小魚や海老等の弱い魚共の仇を人間に取られて了ふのである。蛸が邊りに居なくなる  
と海の底も元の様な静かな小魚達の世界に戻る。陸の上でも海の中でも生物界のあらゆる社會  
ではいつでもこのやうな争ひが平和の反面に繰返されてゐる。

## 教育映畫評論

### 各國に於ける教育映畫保護に關する法規

本稿は、教育映畫國際評論 (International Review of Educational Cinematography) 一九三二年五月號・六月號所載 "Legislation favouring the educational film in various countries" の概要である。

國際聯盟教育映畫部の、世界各國に於ける映畫の經濟的方面の研究調査の中、各國に於ける教育映畫に對する課税全廢計畫の準備事業として調査を行つた結果、教育映畫に對して輸入税の免除を與へてゐる國々は次の十三ヶ國である。

獨逸、英吉利、白耳義、エヂプト、スペイン、アメリカ合衆國、フィンランド、イラク、リビア、ニア、ルクセンブルグ、バレスタイン、シリア、レバノン。

尙ほ濠洲、ブラジル、加奈陀、イクタードル、希臘、アイルランド、日本、レットニア、諾威、ニユージーランド、チユニス、南阿弗利加聯合國等十二ヶ國では、關税の免除を許與してゐる。



現在教育映畫に與へられてゐる諸種の方法に依る便益の有様を、表として現はす事は不可能なこ  
とである。

興行税或ひは奢侈税の一部或ひは全部の免除の與へられてゐる國は——獨逸、奧太利、白耳義、  
フィンランド、愛蘭、ポーランド、チエツコスロヴァキア、南アフリカ加聯合國、の八ヶ國である。  
また教育映畫が一般映畫館に於て、強制的に上映せられてゐるのは——チリー、伊太利、レット  
ニア、ポルトガル、ルーマニア、ユーゴスラヴィアの六ヶ國で、ハンガリーでは同國の特殊團體に  
依つて發行せられるニュースリールの上映を、義務的に一般映畫館に上映せしめてゐる。

次に原則として輸入税の免除を與へてゐる國々としては——英吉利、濠洲、ブラジル、ブルガリ  
ア、加奈陀、イクアドル、エストニア、希臘、アイルランド、チュニス、南アフリカ加聯合國の十五  
ヶ國が擧げられる。

輸入税を部分的、或ひは一定條件の下に免除してゐる國は——獨逸、白耳義、エヂプト、西班牙、  
アメリカ合衆國、フィンランド、和蘭、イラク、リビア、ルクセンブルグ、パレスティン、瑞  
西、シリア、レバノン、ユーゴスラヴィアの十四ヶ國。

映畫教育の主旨を有する團體に、奨励援助を與へつゝある國は——加奈陀、チリー、支那、丁抹、

アメリカ合衆國、佛蘭西、和蘭、佛領モロッコ、及びニュージランドの八ヶ國である。

以上列擧した國々の中には、上述の一つ以上のカテゴリーに加つてゐる國が數ヶ國あるが、免税  
或ひは一般映畫館に於ける義務的上映規定の制定のシステムによつて、教育映畫の發達を圖りつゝ  
ある國々は、實に十五ヶ國となる事は注目さるべきであらう。

また關稅の全部、或ひは其の一部の免除を許與してゐるのは二十四ヶ國である。即ち、四ヶ國（獨  
逸、白耳義、エヂプト、フィンランド）では、輸入税の部分的削減並びに興行税の免除を與へて居  
り、二ヶ國（愛蘭及び南アフリカ加聯合國）では、輸入税並びに興行税を免除してゐる。

三十九ヶ國では教育映畫の製作に對して幾分の援助を爲し、四ヶ國では高度の援助を與へてゐる  
のである。

次の二種のシステムは、此の目的の爲めに編み出されたもので、其の何れのシステムを採用すべ  
きかに就ては、教育映畫關係者間に、議論せられてゐる。二種のシステムとは、即ち伊太利式シス  
テムと獨逸式システムとである。

### ◎獨逸式システム



一九一五年伯林に中央教育協會が創立された。此は中央政府及び獨逸諸州當局が公認協會として認定したもので、其迄は公認といふ程のものでは無かつた。當時兒童教育の一般的傾向として、必要に應じ、此の協會を鼓舞して、文部當局に對する諮問機關として活動せしめ度い意向が動いてゐた。同協會は教育映畫に關する任務を充分に果すべく、其の分身として、自治制による中央映畫局、ビルドシユテルを分立せしめて、全教育映畫に對して檢討を行ふこととなつたのである。其の結果として、此の中央映畫局に依つて保證せられた映畫のみが、諸學校に於て映寫を許される事となつた。

此の局が其の活動を開始してより二年の後、政府は伯林とミュンヘンとの二ヶ所に、特殊映畫檢閱局(ブリュッシユテレン)を設け、伯林檢閱局を以て北部十三州の統轄に當て、ミュンヘン檢閱局を以て南部諸州(バヴアリア、ウルトムベルク、バーデン、ヘッセ)の統轄に當らしめる事となつた。

此等の檢閱局は特に教育映畫の檢閱を行ふものではなく、此處では單に一般映畫の檢閱を行ひ、獨逸國內に於て映寫される映畫は、全部此處の檢閱を経なければならぬ。

然るにビルドシユテルの提言に依つて、現にミュンヘンにも教育映畫局が設置された。め、現在では一區域に二つの映畫檢閱局が設けられた譯で、一局では教育映畫を、他では普通映畫の檢閱を行ふやうになつてゐるのである、此等の檢閱局は積極的に良き映畫作品を擁護する。と云ふのは、

此處では學校用として適當なフィルムを保證するのみならず、此等映畫が一般映畫館に於て上映せられた場合は、其の興行税の實質的削減をも許與するやう計らふ。即ち教育映畫を九〇%含むプログラムに對しては、興行税は全く免ぜられるのである。

斯くの如く此等の檢閱局は、良き映畫に對する基準を設けると共に、其等作品に報ゆるため、免税の形式の下に、經濟的援助をも與へるのである。

また伯林及ミュンヘンの檢閱局では、要求に應じて、藝術的映畫並びに教育映畫其他のプロデューサーを派遣し、或ひは其等の映畫に關する部分的の仕事をも引受け、檢閱で不通過の作品等に對しても、カットを行ふべき部分の指定、インサートを加へる個所、其他の改變の相談に應ずるやうにせしめてゐる。

#### ◎伊太利式システム

伊太利式システムは一九二六年四月三日の一千條令、及び同年八月五日の大藏大臣令(同年八月一日改正)に依つて出來たもので、次に同規定の要點だけを述べやう。

第一條、一九二六年四月三日——映畫館經營者は規定されたる盟約に基き、其のプログラム中に



教育文化映畫、國家宣傳映畫、並びに一般的教化映畫を加ふる事を要す。

第二條——此等映畫は「國民映畫教育宣傳協會」(L.U.C.E.)に依つて供給さるゝものとす。

尙ほ改正第一條に依れば、本規定は公認諸團體主催による場合以外の、一般映畫館全部に適用さるゝものにして、此等教育映畫は、映畫館一日の興行回数多寡に拘らず、各プログラム中に加ふるべきものとす。

第三條(一九二九年八月法令、第二條により改正)——此等教育映畫は常に一般興行映畫と共に映寫さるべきものにして、各映畫館に於て三日間以上、十日間以内映寫さるゝを要す。但し該映畫館が普通以上頻繁にプログラムの變更を爲すか、不定期的興行の場合はこの限りにあらず。

右の他更に、どんな映畫がどんな風に區別されて、どんなマークを附せられるか、或ひは此等の映畫を得んとする映畫館支配人が守るべき手續、L.U.C.E.ファイルの處置に従つて生ずる映畫館の類別等に關する他の實際的細則も制定されてゐる。

最後に一九二六年四月三日法令第四條第五條がある。

第四條——地方警察は第一條に於て規定されたるフィルムを含まざる映畫館プログラムを是認するを得ず、但し映畫館支配人が既に其種フィルムの供給方を申請し、該フィルムの未到着なる旨の

確證ある場合はこの限りに非ず。

第五條——本條は上述の法令、取締規則に關する違反者に對する處罰を決定するものにして、左の如くである。

地方長官は映畫館の一時的閉鎖を命ずることを得。公安令第三十項及第三十七項に引證されたる非常なる場合は、映畫館賃借者の免許證をも沒收することを得。

國際聯盟教育映畫部が提出した教育映畫、並びに其の國家的處置に關する質問に對して回答して來たものに依つた、世界各國に於ける現情勢の概略は以上の如くである。

此等各國の他にも、單に理論上並びに根本方針に於て教育映畫の製作を獎勵保護してゐるのみで、其に對して實質的の財政的保護を加へてゐない國々がある。現在では獨逸式、伊太利式の兩システムが實施されてゐるが、此等は共に同一目的を有するもので、單にその方法が相違してゐるだけである。

獨逸式システムは映畫館經營者は、その上映せんとする教育映畫を選択するに當つて、全く自由であるといふ役徳があり、經營者は豫め提供される如何なるフィルムをも上映せねばならぬといふ



事はない。

此に對して伊太利式システムは、映畫館は正規的に教育映畫の上映を保證付けられて居り、上映された教育映畫には減税が與へられるため、映畫館に於て教育映畫が上映せられたからと云つて、經營者をしてより以上高い利益を得せしめる事が無いのである。

このシステムは觀覽者に一定の知識を與へるには一層好都合のやうである。と云ふのは、此のシステムを用ふれば、觀覽者は科學的知識でも、或ひは一般教化の上でも、或る豫定せられた経路を辿つて指導されるからである。其は疑ひもなく、觀覽者に課せられる賦課物とも云ふべきものであるが、觀覽者にとつては極めて有益だと云はなければならぬ。

其かと云つて、此等二種のシステムの何れが優れたものであるかの結論を下す事は出来ない。

伊太利式システムは、國家が教育映畫の供給を司り實際的に教育映畫活動の獨占權を有してゐる國々に於ては容易に採用され得るものである。L.U.C.E.は一九二六年より既に小村落の公共地區に於ては教育映畫の公開を開始した。一般映畫館に於て教育映畫が強制的に上映せられる様になつたのは、實に此の運動の賜物なのである。又この法規を提案し確立したのもL.U.C.E.其者であつた。尙ほ此に類似するシステムの實施されてゐる、他の國々の状態がどんなものであるかは、略明ら

かである。然るに一方未だ斯くの如き制度の無い國々に於ては、教育映畫を擁護する唯一の方法は只單に課税を免除するのみに止つてゐる事も亦明瞭である。

事實、今日存在する二種のシステムは、同一目的を達成する相異なる方法であるが、其の何れが適當であるかは、各國の目的の主旨如何に依つて決定せられるものである。さりとて、此等二種のシステム中の一種或ひは他を採用する事が、即ち此の問題の完全なる解決であるとは考へられない。更に多くの事物が教育映畫の建設を補助し、其を進展せしめるに異ひないのである。

先づ最初に財政的援助を與ふべき制度を設ける事は、其を眞に有効ならしむる爲には充分であると云へる。本誌（國際聯盟發行の國際教育映畫評論）一九二七年七、八、九月號の誌上に連載された、映畫の財政制度に關する論説は、教育映畫に對して課せられる關稅義務の國際的廢止計畫の基礎となつたものであるが、若し多くの國家が此等教育映畫に對する關稅を撤廢する様になれば、より多くの國家は、更に興行映畫と教育映畫との區別を無くする事が出来るといふ説が、此の論説では數字を引用して示されてゐる。

世界の文化及び教育を促進せしめ、其を眞に有効なものとしめる爲には、教育映畫をして世界を征服、即ち世界共通の財政制度に依つて益せられる様に爲すべきである。



或る國々では映畫は、國民を指導する物として奨勵してゐるにも拘らず、他の國々では却つて此を警戒して排斥する等といふ事は想像するさへ困難である。

尙ほ此はまた國産品擁護の趣旨に矛盾するものではない。何故ならば、最も多數の教育映畫を生産する國々は、恐らく彼等の國境を越えて來る外國映畫を受入れるに際しても、最も早かつた國々であるだらうから。

何れにせよ此等の問題は國際的協議に於て解決されるに違ひない。而して此の積極的解決は、必然的に教育映畫の製作を刺戟するに違ひないのである。

財政的困難の解決に就いて、次いで必要なのは、映畫的見地から觀た興行用映畫と教育映畫との確立たる區別の必要である。

興行映畫は屢々その藝術的功績が特性とされ、例へ其が正確に此等映畫の材料を高貴なものとなし得ない迄も、少くとも其は觀客を樂しませるものである。

若しも興行映畫が純粹のストーリーの範圍を離れて、歴史、科學、或ひは藝術に、其の材を需める様な場合には、其は或る程度まで教育映畫の領分に入る。然らば大体に於て、その教育的要素が、その映畫中に於て、劇的要素を支配するか、或ひは後者が單に前者を背景として使用するか、問題

となる。

純粹の教化映畫に對して吾人は特に興味を寄せるが、此は人間の進歩向上に相當役立つものであり、智的生活の重要な要素である。

其は明らかに人類の科學的及び技術的進歩以外に、吾今が有つてゐる最も有力な、智と信とに依るものである。

教育映畫は興行映畫が爲し得る如く、強力な商業的組織に依る事が出來ない。其故に財政的法規の恩澤によつてのみ、教育映畫作品は効果的に力付けられ、合理的に有益なものとなり得るのである。

今日では各國共に一般に映畫の進展、並びに映畫事業に現在課せられてゐる重税の一部を救ふ事の必要に重きを置いてゐる。然し斯くの如き法規が制定せられた場合には、他の興行映畫の如く商業的利得を擧げ得ない教育映畫が、先づ其の恩恵に浴すべきである事は明白である。興行映畫は多數の觀客層を有ち、高い利益を擧げ得られるため、教育映畫の場合程に課税の重壓を感じない譯である。

斯うした財政的援助があつてこそ、初めて教育映畫製作者（財力に乏しいアマチュアは補助的役割しか果たす事が出來ない）は、教育映畫を製作して商賣になるのである。



教育映畫の製作費は、或る場合には、興行映畫の其に比して低廉であるが、此は科學映畫製作以外の場合であつて、科學映畫は其を完成せしめる爲には多大の費用を要する場合が少くない。

更に考慮さるべき點は、免稅並びに輸入特許權の獲得であつて、此は明確に教育映畫に限られた特權で、斯くして此等のシステムの恩恵に依つて、教育映畫は益せられる様考慮さるべきである。

此の問題は國際聯盟教育映畫部に於て國際會議に附議すべく、目下慎重に考慮されてゐる。

基本的原則として諸々のシステムの下に、教育映畫は文化教育、國家的プロパガンダ及び一般教養の爲めの映畫とされてゐる。實際にはニュースリールや文獻的の物は教養の題目の中に含まれてゐる。また此によつて其の根本概念が次第に變形せられて行く事も明らかである。何故ならば、多くのニュースリールには、明確に教化的でないもの、或ひは少くとも何等教化的價値の無いものも多く含まれてゐるからに他ならぬ。

この結果、聯合して義務的上映を行ふシステムの下では、管轄官廳は關係團體に對して、同システムの原則を想ひ起さすべきである。

かるが故に、ニュースリールは教育映畫製作を扱ふ商社の副業として製作さるべきものではない。附加物として利用されたものには、得て製作者達は上映に適せぬ題材の選び方をやつたり、彼等の

欲するがまゝに行動するものだから。

云ふ迄もなく、教育映畫の製作者は、一般映畫館に於て上映される教育映畫の配給が、政府當局の手で行はれてゐるとしても、彼等は其の作品の流通循環を計るもので、若し此が不可能だとすれば、其の結果として、完全なる獨占は、教養並びに智力涵養に絶對的に反するとの理由が成り立つからである。

教育映畫を一般映畫館に義務的に上映せしめる事に對して、其は單に觀客の一小部分を樂しましめるに止つて、教育映畫を好まぬ人々は、其が映寫され始めると館から出て行つてしまふと云ふ反對論がある。教育映畫の初期時代には、大衆は此等映寫に對して批判したり抗議したりしたものであるが、現在では次第に此種の映畫に慣れて、教育映畫が映寫されなかつたり、其が急いで映寫されたりすると、觀客は却つて其に對して抗議する様にさへなつてゐる。

現在の教育映畫製作者に、誰にも解る様な教育的映畫を製作する事が出来るであらうか？

此點疑ひ無きを得ない。各國に於て調査した結果、此等製作者達は、此種の映畫を彼等が利益を得んが爲めに製作する事は明白な事實であつて、此を以て能事終れりと爲してはならぬ。教育映畫の製作は、將來必ずや財政的にも充分見込みのつく様になるだらうと考へられる。教育映畫が保護



奨励されてゐる國に於ては、當然教育映畫は、孰れにせよ、その勢力範圍を擴大するに違ひない。

教育映畫を義務的に上映せしめてゐる國々では、製作者に對して一定の市場を提供し、その結果として一定の利益を與へてゐる。また免税制度を採用してゐる國々でも、此と同様で、映畫館マネジャーは彼等のプログラム中に教育映畫が多く含まれてゐればゐるほど、彼等の支拂ふ税金は輕減するから、經濟的の理由から、自づと教育映畫が多く紹介される事となるのである。

國際聯盟教育映畫部では、當初より教育映畫に對する課税の特恵を獲得する様にと説いて來た。此の特恵は既に部分的ながら實現されて、今日では其を完全にし、完了する事が目下の急務である。

此に對する製作者側の苦情は、ほんの一部に於て認容されたゞけである。良き仕事をする事の出來る技能を有つてゐるならば、大衆の美的要素に合致する爲めには、此等の製作者達は其の作品の水準を高める義務がある。

此の結果を招來するため、種々の方法が考慮されてゐる。

「映畫製作者が市場に送り出す興行映畫の數と同數の教育映畫を、その製作者に義務的に製作させる事は不可能であらうか？」

恐らく、課税の特恵以外に、慎重に考慮すべき唯一の問題が此處にあるのではあるまいか。

尙ほ最後に、以上に述べた以外の事柄に關する問題に就いても、國際聯盟教育映畫部では、教育映畫に關心を有つ人、その製作者、アマチュア製作者、教育者等々、凡て映畫の將來の糧となる人からの意見を歡迎してゐることを附言して置く。



## 教育映畫時報

三〇

### 映畫國策樹立に關する建議

本年一月廿四日及び卅一日、貴族院に於て紀俊秀氏の映畫教育に關する質問あり、つゞいて三月十三日には同院豫算委員會に於て野村益三氏のフィルム工業助成問題（商工省）及び教育映畫問題に關する質問があつて、何れも輿論を刺戟する所があつたが、更に二月八日代議士岩瀬亮氏に依つて衆議院に「映畫國策樹立ニ關スル建議」がなされ、二月十三日建議委員第二分科會の審議を経て三月四日衆議院に於て可決せられた爲め、この問題は一層世の注目を促し、その運動も亦急速に具體化しつゝあるやうである。

右、建議の理由は、現下に於ける映畫國策の重要性を極めて簡明に示したものであるから、建議内容と共に次に紹介することとした。

### 映畫國策樹立ニ關スル建議

政府ハ速ニ映畫ノ調査統制ノ爲メ適切ナル機關ヲ設ケ其ノ發達ヲ期スルト共ニ豫メ之ニ伴フ諸般ノ弊害ヲ防止セラレムコトヲ望ム  
右建議ス

### 映畫國策樹立ニ關スル建議案理由書

映畫ハ其ノ娛樂機關宣傳機關タルノ職能ニ於テ將又其ノ教化機關タルノ職能ニ於テ近代科學ノ所産中最廣ク民衆生活ニ關與セルモノト言フヘシ 然ルニ政府ハ民間ノ會社カ營利ノ目的ヲ以テ映畫ヲ製作スルカ儘ニ放置シ只纔ニ消極的ナル映畫警察ヲ行フニ過ギズシテ何等積極的ノ指導及統制ノ策ニ出テス

惟フニ興行映畫ハ娛樂ヲ目的トスルモノナルヲ以テ國民ノ思想向上風教善導ニ對シテ遺憾ノ點鮮シトセス 映畫カ觀衆ヲ不知不識ノ間ニ誘致スル力ニ至リテハ蓋言論機關ニ劣ラサルモノアリ 殊ニ感受シ易キ青年婦女子ニ及ホス影響ニ至リテハ學校教育ニモ劣ラサル底ノモノナリ



若夫レ外國會社ノ製作ニ係ル日本紹介ノ映畫ニ至リテハ殊更ニ奇矯ナル風習虛構ノ事實ヲ描寫セルヲ以テ本邦ノ品位ヲ傷ケ不測ノ誤解ヲ招來スル場合尠シトセス。斯ノ如キ對外的國家ノ損失ヲ防止セムカ爲ニハ進ムテ純正且高雅ナル日本紹介映畫ヲ製作シ以テ海外ニ供セサルヘカラサルハ論ヲ俟タサル所ニシテ單ニ民間ノ映畫會社ノミニ依リテハ此ノ大目的ノ達成セラルヘキモノニ非サルハ明ナリ。

今ヤ各國ハ斯ノ如キ弊害ニ鑑ミ且指導統制ノ必要ナルヲ痛感シ特ニ映畫ニ關スル專管機關ヲ設置セルノ現狀ナリ。

我國亦宜シク右情勢ニ鑑ミ速ニ對策機關ヲ特設シ諸般ノ關係事項ヲ調査シ有効適切ナル指導統制ヲ確立シ以テ此ノ文化事業ノ助長發達ヲ圖ラレムコトヲ要ス。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

## 文部省に於ける民衆娛樂及び 教育映畫に關する施設の概要

民衆娛樂に改善を加へ、その健全なる發達を助成し、一般國民の趣味教養の向上を圖ることは、社會教育上極めて緊要のことであつて、云ふ迄もないが、文部省に於ては夙にこの點に鑑み民衆娛樂に關する諸種の調査を行ひ、演劇、映畫、寄席、蓄音機、レコード、その他、古くは幻燈から最近のラジオに至る迄、各種民衆娛樂の改善發達に意を用ゐるが、就中、映畫はその普及力最も大きく從てその社會人心に及ぼす影響も至大であるが爲に特に留意し、明治四十四年幻燈映畫及び活動寫眞フィルム認定の制を設け、つゞいて大正九年活動寫眞フィルム推薦の制を起すなど、一般映畫を改善指導し、利用上の指針を與ふると共に教育映畫の普及獎勵を圖りその發達保護に努めてゐる。

大正十二年には、宮内省と協定の上、同省所藏の皇室に關する映畫を複製頒布すること、なり又學校教育並に社會教育上に利用すべき映畫の製作頒布をも開始したが、それは一つには云ふ迄もな



く國民教育上の資料を供するのが目的であるが、又一つは逐年發展をなしつゝ、ある教育方面に於ける映畫利用に對し、その需要に應ずべき映畫乏しく、科學映畫の如きは一般映畫業者には製作困難なるものある事情に鑑み、教育映畫を供給してその利用普及を圖らんが爲めである。かくて頒布數の増加に伴ひ、昭和二年遂に本省内に新たに映畫製作の設備を施し、各種教育映畫の製作に力むるに至つたが爾來今日迄の製作數は百三十二種二百五十七卷に上つてゐる。

教育映畫の利用普及については、本省製作映畫の頒布（現在迄の頒布數一四〇五）の他、昭和三年映畫貸與の制をも始め、順次貸與映畫種數を増加して廣く映畫利用の途を開くと共に、一方之ら映畫利用方法の改善合理化にも留意し、映畫配給施設の促進に努むる爲その方途を講ぜんとしてゐる（貸與數、昭和六年度四六七卷）。

昭和四年十月、教化動員實施の際には、該運動の趣旨を普く國民に徹底せしむる爲め、國體觀念涵養國力培養、經濟生活の改善に資する映畫三種六卷を製作し、之を一道三府四十三縣及び六大都市に無償を以て交付し、一齊にその公映をなさしめたが、その觀覽數は七十五日間に於て二百六十六萬九千人の多數に上り、之を人口に比較すると千人に付約三十五人の割合を示し、教化機關としての映畫の偉力を遺憾なく發揮した。つゞいて翌昭和五年は、教育勅語漢發四十周年に相當するので、

之を記念し、國民思想の善導に資せんが爲に、明治天皇御事蹟に關する映畫三卷を作製し、同様全國道府縣に交付したが、之らの事業は何れも本邦教育映畫史上空前の出來事であつて、一方に於ては映畫教育の發展に甚大なる貢獻をなした。

映畫レコード等の認定推薦は、前述のやうに古い歴史をもつものであるが、最近に於ける民衆生活の變化とこれに伴ふ民衆娛樂の急速なる發達、特に映畫の隆盛とその甚大なる社會的關係とは、漸く右施設を擴充するの要あるに至らしめた。そこで昭和六年新たに民衆娛樂調査委員十五名を任命し、この時勢の變遷に適應せしむることとなつた。優良映畫賞牌を定め、之を認定又は推薦の映畫中特に優良なるものに授與することとなつたのも同年よりのことである。

映畫と教育の關係は、極めて多角的であるのみならず、亦社會情勢の變化と共に常に變動推移するものであるから、之が施設については絶えずそれらの情勢を調査研究し、時勢に適應して過らないうやうに力めることは最も必要である。そこで昭和二年以來、この目的を以て映畫と教育との關係に關する諸種の調査を行ひ、内外の資料を蒐集して、教育映畫施設上の參考に供することとなつた。「教育映畫研究資料」は即ちそれであつて、現在迄に十輯を刊行した。

又、民衆娛樂に關しても、同様に施設上の參考資料を供する爲に、農村娛樂、映畫興行等の重要



なる事項について調査を進め、その結果を民衆娛樂調査資料として刊行してゐる。

その他、文部省は昭和五年以來、映寫技術者講習會を數回各地に開催し、映寫に關する正確な知識と技術を有する映寫技士の養成に力めてゐる。いふ迄もなく映寫技術の優劣は映畫教育の效果に至大の影響を及ぼすものであるが、又時には不測の災害を出來するやうな恐れもあるので、之が適切なる指導は教育映畫の發達振興上重要な意義を持つてゐるからである。かくて第一回東京に開催以來本年迄に、各地に於ける開催度數八回、講習修了者數約八百人に及んでゐる。

### 文部省製作活動寫眞「フィルム」頒布規程

○文部省告示第三百四十二號

文部省製作活動寫眞「フィルム」頒布規程左ノ通定ム

昭和三年七月六日

文部大臣 勝田主計

文部省製作活動寫眞「フィルム」頒布規程

- 第一條 文部省ニ於テ製作シタル活動寫眞「フィルム」ハ本規程ニ依リ之ヲ頒布ス
- 第二條 頒布セムトスル「フィルム」ノ名稱、内容、價格及出願期日等ハ其ノ都度官報ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第三條 「フィルム」ノ頒布ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨文部省ニ申請スヘシ、但シ皇室ニ關スル「フィルム」ニ付テハ官衙學校圖書館博物館公共團體新聞社通信社及雜誌社ニ限り申請スルコトヲ得
- 第四條 「フィルム」ノ頒布ヲ申請セムトスルトキハ皇室ニ關スル「フィルム」ニ付テハ別記第一號様式ニ依リ其ノ他ノ「フィルム」ニ付テハ別記第二號様式ニ依リ申請書ヲ文部省ニ提出スヘシ前項ニ關シ必要ト認メタル場合ハ申請者ノ身分等ニ付當該市町村長ノ證明書ヲ添付セシムルコトアルヘシ
- 第五條 「フィルム」ノ頒布ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 皇室ニ關スル「フィルム」ハ營利ノ目的ヲ以テ使用セサルコト



- 二 皇室ニ關スル「フィルム」ハ第三條但書ニ掲クル者ニ對スル外之ヲ讓渡又ハ貸與セサルコト
- 三 皇室ニ關スル「フィルム」ハ特ニ保管ニ注意シ滅失又ハ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ顛末ヲ詳記シ直ニ之ヲ文部省ニ報告スルコト

四 複製改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘサルコト

五 「フィルム」ヲ讓渡シタルトキハ讓受人ト運署シ其ノ旨遲滞ナク文部省ニ報告スルコト

前項第一號乃至第四號ハ「フィルム」ノ讓渡ヲ受ケタル者又ハ貸與ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第六條 頒布スル「フィルム」ハ代金ヲ約付シタル後之ヲ交付ス

代金ハ納入告知書ニ依リ日本銀行又ハ最寄日本銀行支店若ハ代理店ニ之ヲ納付スヘシ

附 則

大正十二年文部省告示第四百二十九號皇室ニ關スル活動寫眞「フィルム」頒布ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス本規程施行以前ニ於テ頒布ヲ受ケタル「フィルム」ニ付遵守スヘキ事項ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

別 記

第一號様式

皇室ニ關スル活動寫眞「フィルム」頒布申請書

一 フィルム名稱

卷 數

昭和三年文部省告示第三百四十二號所定ノ事項ヲ遵守スヘキニ付右御頒布相成度

年 月 日

申請者

住 所

何々學校長

氏

名 ⑩

文 部 省 宛

第二號様式

活動寫眞「フィルム」頒布申請書

一 フィルム名稱

卷 數

昭和三年文部省告示第三百四十二號所定ノ事項ヲ遵守スヘキニ付右頒布相成度

年 月 日

申請者

住 所

氏

名 ⑩

文 部 省 宛



# 文部省製作活動寫眞「フィルム」貸與規程

○文部省告示第三百四十三號

文部省活動寫眞「フィルム」貸與規程左ノ通定ム

昭和三年七月六日

文部大臣 勝田主計

文部省製作活動寫眞「フィルム」貸與規程

- 第一條 文部省ニ於テ製作シタル活動寫眞「フィルム」ハ本規程ニ依リ之ヲ貸與ス
- 第二條 貸與セムトスル「フィルム」ノ名稱、内容、使用料及出願期日等ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第三條 皇室ニ關スル「フィルム」ハ公益ノ目的ノ爲ニ使用スル者ニ限り之ヲ貸與ス
- 第四條 「フィルム」ノ貸與ヲ受ケムトスル者ハ別記様式ニ依リ申請スヘシ但シ必要ト認メタルトキハ申請者ノ身分等ニ付當該市町村長ノ證明書ヲ添付セシムルコトアルヘシ
- 第五條 「フィルム」ノ貸與ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 轉貸セサルコト
  - 二 保管ニ注意スルコト
  - 三 複製改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘサルコト
  - 四 滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ願末ヲ詳記シ直ニ之ヲ文部省ニ報告スルコト

第六條 「フィルム」ハ使用料ヲ納付シタル後之ヲ貸與ス

使用料ハ特別ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

貸與シタル活動寫眞「フィルム」ノ荷造運搬等ニ要スル費用ハ被貸與者ノ負擔トス

第七條 貸與ヲ受ケタル「フィルム」ノ使用期間ヲ經過シタル後尙現品ノ返還ヲ遲滞セル場合ハ使用料ヲ追徴ス

第八條 貸與ヲ受ケタル「フィルム」ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ハ被貸與者ニ於テ之ヲ賠償スヘシ但シ其ノ損害カ被貸與者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リテ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 使用料及賠償金ハ納入告知書ニ依リ日本銀行又ハ最寄日本銀行支店若ハ同代理店ニ之ヲ納付スヘシ

第十條 貸與シタル「フィルム」ハ本規程ニ違背シタル行爲アリト認メタル場合ニ於テハ貸與期間中ト雖之ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第十一條 一旦納付シタル使用料ハ理由ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ還付セス

別記様式

活動寫眞「フィルム」貸與申請書

昭和三年文部省告示第三百四十三號所定ノ事項ヲ遵守スヘキニ付左記ノ通「フィルム」御貸與相成度

- 一 ファイルム名稱
- 一 使用ノ目的
- 一 使用ノ期間

卷數



# 文部省製作活動寫眞フィルム目錄

(○印は貸與するもの、使用料金一卷一日壹圓の割)

| フィルム名稱           | 卷數 | 米數    | 頒價格<br><small>円 銭</small> |
|------------------|----|-------|---------------------------|
| ○關東大震大火實況        | 5  | 1,180 | 472.00                    |
| ○皇太子殿下御成婚の御儀     | 2  | 545   | 218.00                    |
| ○東宮同妃兩殿下神宮並山陵御參拜 | 3  | 815   | 326.00                    |
| ○秩父宮殿下立山御登山      | 2  | 452   | 180.80                    |
| ○觀菊會             | 2  | 365   | 146.00                    |
| 皇太子殿下葉山海岸御水泳     | 1  | 200   | 80.00                     |
| ○運動競技の分解         | 2  | 565   | 226.00                    |
| ○女子の運動           | 2  | 545   | 218.00                    |
| ○麗はしき「日光」        | 2  | 412   | 164.80                    |
| ○納税美談「北國の少年」     | 2  | 335   | 134.00                    |
| ○皇后陛下御飼育の養蠶場     | 1  | 238   | 95.20                     |
| ○御渡歐の秩父宮殿下       | 1  | 285   | 114.00                    |
| ○日本アルプス縦走        | 2  | 548   | 219.20                    |
| ○皇太子殿下樺太行啓       | 2  | 435   | 174.00                    |
| 北海の奇觀「海豹島」       | 1  | 262   | 104.80                    |
| ○北方の富源「樺太の産業」    | 1  | 310   | 124.00                    |
| ○復活せる早慶野球戦       | 1  | 305   | 122.00                    |
| ○帆走練習の大成丸        | 1  | 164   | 65.60                     |
| 故郷の唄             | 5  | 1,145 | 458.00                    |
| ○日本三景「安藝の嚴島」     | 2  | 425   | 170.00                    |

四三

文  
部  
省  
宛

一 使用回数  
一 使用場所  
一 映寫機名稱  
一 映寫技師ノ職氏名  
一 説明者ノ職氏名  
年 月 日

申請者  
住所

職名  
氏

名  
印

四二



| フィルム名稱                                    | 巻數 | 米數    | 頒價格<br>布格 |
|---|----|-------|-----------|
| 光技の                                       | 4  | 990   | 396.00    |
| 陸上競技                                      | 3  | 895   | 358.00    |
| 病毒の傳播(線畫)                                 | 1  | 310   | 124.00    |
| 日本三景                                      | 1  | 285   | 114.00    |
| 我國の農業                                     | 2  | 548   | 219.20    |
| 動物界の母性愛                                   | 1  | 289   | 115.60    |
| 我が南洋                                      | 6  | 1,680 | 672.00    |
| 黒部峽谷探險                                    | 2  | 580   | 232.00    |
| 七つの夢(線畫)                                  | 2  | 610   | 244.00    |
| 十和田湖探勝                                    | 1  | 267   | 106.80    |
| 女子の體育                                     | 1  | 290   | 116.00    |
| 乳兒の榮養                                     | 1  | 305   | 122.00    |
| 鮭   | 1  | 275   | 110.00    |
| うみねこの蕃殖地「燕島」                              | 1  | 280   | 112.00    |
| 冬のスポーツ                                    | 1  | 247   | 98.80     |
| ○ポートとその漕ぎ方                                | 1  | 200   | 80.00     |
| ○悠紀齋田御田植祭                                 | 1  | 205   | 82.00     |
| 劍岳  | 2  | 365   | 146.00    |
| ○御大禮の御儀                                   | 2  | 595   | 238.00    |
| ○悠紀主基齋田拔穂式                                | 1  | 203   | 81.20     |
| ○閑院宮殿下御親閱 <small>京都府青年訓練<br/>學校教練</small> | 1  | 165   | 66.00     |
| 十二指腸蟲の發育と其感染經路                            | 2  | 550   | 220.00    |
| 人體寄生蟲と其の中間宿主                              | 2  | 530   | 212.00    |

| フィルム名稱       | 巻數 | 米數    | 頒價格<br>布格 |
|--------------|----|-------|-----------|
| 子供の育て方       | 2  | 590   | 236.00    |
| ○傳染病の病原體     | 2  | 420   | 168.00    |
| ○蚊の一生と疾病の傳播  | 1  | 263   | 105.20    |
| ○日本三景「雪の松島」  | 2  | 455   | 182.00    |
| ○壺(線畫)       | 1  | 305   | 122.00    |
| ○我國の製鐵工業     | 2  | 470   | 188.00    |
| ○我國の古武道      | 5  | 1,240 | 496.00    |
| 情の光          | 5  | 1,410 | 564.00    |
| 雪の北越         | 1  | 255   | 102.00    |
| ○公衆作法「東京見物」  | 5  | 1,270 | 508.00    |
| ○航空船にて復興の帝都へ | 1  | 295   | 118.00    |
| 昔の競技         | 3  | 680   | 272.00    |
| ○蠅とその害毒      | 2  | 610   | 244.00    |
| ○日本三景「天の橋立」  | 1  | 240   | 96.00     |
| 海の生物         | 2  | 520   | 208.00    |
| 富士と五湖巡り      | 2  | 390   | 156.00    |
| ○奉公美談「父を助けて」 | 4  | 1,000 | 400.00    |
| ○第三回汎太平洋學術會議 | 1  | 240   | 96.00     |
| ○大正天皇御大喪の御儀  | 1  | 305   | 122.00    |
| 婦人の職業「優しき力」  | 2  | 575   | 230.00    |
| ○我國の火山       | 2  | 610   | 244.00    |
| ○國際親善「人形のお使」 | 2  | 455   | 182.00    |
| この子この親       | 4  | 1,000 | 400.00    |



| フィルム名稱             | 卷數 | 米數    | 頒價格    |
|--------------------|----|-------|--------|
| 櫻                  | 1  | 152   | 60.80  |
| ○天皇陛下復興帝都御巡幸       | 1  | 258   | 103.20 |
| 石油                 | 2  | 400   | 160.00 |
| 昭和の帝都              | 2  | 470   | 188.00 |
| ○極東選手権競技大會總裁宮殿下御招待 | 1  | 270   | 108.00 |
| 皇太后陛下東京音樂學校行啓      | 1  | 260   | 104.00 |
| ○海洋少年團御親閲          | 1  | 300   | 120.00 |
| 皇后陛下東京聾啞學校行啓       | 1  | 265   | 106.00 |
| 皇后陛下東京盲學校行啓        | 1  | 275   | 110.00 |
| 鹿島槍ヶ岳と下廊下          | 2  | 495   | 198.00 |
| 禮儀作法               | 2  | 515   | 206.00 |
| ガラスの話              | 2  | 415   | 166.00 |
| 鹽の話                | 2  | 480   | 192.00 |
| 全國男女青年代表御親閲        | 2  | 360   | 144.00 |
| るば (線畫)            | 1  | 290   | 116.00 |
| 明治神宮奉納神事舞          | 2  | 385   | 154.00 |
| ○明治の輝              | 3  | 630   | 252.00 |
| ○教育勅語換發四十年記念式      | 1  | 200   | 80.00  |
| 御親閲昭和五年二月岡山練兵場     | 2  | 430   | 172.00 |
| 鯨                  | 2  | 475   | 190.00 |
| 水の力                | 1  | 200   | 80.00  |
| 北伊豆震災              | 2  | 375   | 150.00 |
| 輝く愛                | 5  | 1,150 | 460.00 |

| フィルム名稱             | 卷數 | 米數                         | 頒價格                       |
|--------------------|----|----------------------------|---------------------------|
| ○御大禮觀兵式、特別觀艦式      | 1  | 232                        | 92.80                     |
| 水泳                 | 2  | 433                        | 173.20                    |
| 有用動物「牛」            | 1  | 285                        | 114.00                    |
| 體操                 | 2  | 535                        | 214.00                    |
| 實業補習教育             | 3  | (農)265<br>(漁)300<br>(都)238 | 118.00<br>120.00<br>95.20 |
| 魚の國 (線畫)           | 1  | 302                        | 120.80                    |
| 雪國の一日              | 1  | 230                        | 92.00                     |
| 赤石岳                | 2  | 545                        | 218.00                    |
| 駒ヶ岳の爆發             | 2  | 488                        | 195.20                    |
| ○天皇陛下關西行幸          | 2  | 583                        | 233.20                    |
| ○世界一周飛行ツェツペリン伯號    | 1  | 305                        | 122.00                    |
| ○日出づる國             | 3  | 790                        | 316.00                    |
| ○覺めよ國民             | 2  | 605                        | 242.00                    |
| 二つの世界 (線畫)         | 1  | 304                        | 121.60                    |
| 第五回明治神宮體育大會        | 3  | 845                        | 338.00                    |
| ○御親閲昭和四年十一月水戸堀原練兵場 | 2  | 443                        | 177.20                    |
| ○萬國工業會議            | 2  | 490                        | 196.00                    |
| ○新宿御苑              | 1  | 213                        | 85.20                     |
| 忠吉は歸つた (線畫)        | 1  | 305                        | 122.00                    |
| 生きる力               | 5  | 1,430                      | 572.00                    |
| 幼兒の運動              | 1  | 228                        | 91.20                     |
| 皇后陛下東京女子高等師範學校行啓   | 1  | 204                        | 81.60                     |



映畫に關する事項は  
 文部省社會教育局庶務課に  
 照合せられたし

| フイルム名稱                                 | 卷數 | 米數    | 頒布價格   |
|--|----|-------|--------|
| タヌ吉のお話(漫畫)                             | 1  | 295   | 118.00 |
| 陽光を仰ぐ                                  | 5  | 1,200 | 480.00 |
| 五いちいさん(漫畫)                             | 1  | 300   | 120.00 |
| マツチの話                                  | 2  | 530   | 212.00 |
| 尾瀬                                     | 2  | 420   | 168.00 |
| 小笠原島                                   | 2  | 440   | 176.00 |
| セメント工業                                 | 3  | 725   | 290.00 |
| 心の力(千代紙映畫)                             | 1  | 303   | 121.20 |
| 地震と震災                                  | 3  | 835   | 334.00 |
| 御親閱 <small>昭和六年十一月<br/>熊本帶山練兵場</small> | 3  | 620   | 248.00 |
| 二化螟虫と其驅除                               | 3  | 1,020 | 408.00 |
| 狼は狼だ(漫畫)                               | 1  | 300   | 120.00 |
| 健康美                                    | 3  | 795   | 318.00 |
| 兄弟こぐま(漫畫)                              | 1  | 300   | 120.00 |
| 御親閱 <small>昭和七年十一月<br/>大阪城東練兵場</small> | 2  | 600   | 240.00 |
| 蜜蜂(養蜂篇)                                | 2  | 585   | 234.00 |
| 飛行機の話                                  | 3  | 900   | 360.00 |
| 隅海田川                                   | 2  | 470   | 188.00 |
| 海の底の話                                  | 1  | 230   | 92.00  |



終